令和８年 10 月 21 日（水）
令和８年 11 月 27 日（金）
埼玉県中古自動車販売協会

講習会資料

１　最近の犯罪情勢について

○　埼玉県の刑法犯認知状況及び検挙状況（暫定）

○　自動車盗の認知状況

２　古物営業法（以下「法」という。）について

○　古物営業法の目的（法第１条）

○　盗品及び遺失物の回復（法第 20 条）

～　民法　～

第 193 条　前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第 194 条　占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

第 709 条　故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○　立入り及び調査（法第 22 条）

3　古物商及び古物市場主の遵守事項について

(1)　許可証等の携帯（行商）（法第 11 条）

(2)　標識の掲示等（法第 12 条）

(3)　管理者（法第 13 条）

(4)　営業の制限（法第 14 条）

(5)　相手方の確認（法第 15 条第 1 項）

(6)　不正品の申告（法第 15 条第 3 項）

(7)　帳簿等への記載等（法第 16 条）

(8)　帳簿等の保管（法第 18 条）

4　防犯活動への啓蒙